

そこが知りたい! 欧州 税務・経理の Help Desk

[最終回] J - S O X 法
Greenback Alan LLP
Audit Partner: Tony Sian (トニ - ・サイアン)

今回は金融庁内の部会報告「財務報告に係る内部統制の経営者評価及び監査基準のあり方について」に基づいて作成された金融商品取引法、およびその実施基準案について取り上げる。これらは米国のサーベンス・オクスリー法(Sarbanes - Oxley Act = S O X 法)にならったもので、日本では証券取引所に上場している企業を対象に2008年4月1日以降の会計年度から施行される予定だ。一般には「J - S O X 法」と呼ばれている。

米国の S O X 法

米国では通信会社のワールドコムやエネルギー会社のエンロンといった世界的な巨大企業の不正会計処理と倒産という象徴的な事件を契機に、上場企業に対するコーポレートガバナンス(企業統治)の強化に向けた大きな転換が進められた。

上院のポール・サーベンス議員と下院のマイケル・オクスリー議員が提出した法案が2002年に成立し、これが米国の全上場企業に対して財務報告にかかわる内部統制の評価を求める S O X 法となった。

同法施行により新たに公開会社会計監査委員会(P C A O B)が設立され、上場企業の監査を務める会計事務所の監督、規制、検査、懲戒の責任を担うことになった。さらに全上

場企業の取締役会や経営者、会計監査人に対する統制基準が引き上げられ、取締役会に刑事罰を科すことも可能となった。

また S O X 法は監査人の独立、コーポレートガバナンス、内部統制評価、財務情報公開の向上も対象としている。

日本における法制化

米国と同様、日本でもカネボウ化粧品やライブドアのような企業のスキャンダルを受けてコーポレートガバナンスの要件を新たに監視しようという動きが出てきた。

金融庁の企業会計審議会内部統制部会が提出した内部統制に関する部会報告を元に2006年6月、金融商品取引法が成立。また同部会は実務的なガイダンスとして実施基準案を策定、公表した。これらは S O X 法の日本版といえるもので、2008年4月から日本の全上場企業に適用されるほか、こうした企業が国外に持つ連結子会社も対象となる。ただ規模の大小にかかわらず、非上場の株式会社は対象外だ。

日本では公認会計士の数が米国の10%にも満たず、企業は監査法人の勧告に頼り切っているという独自の状況があり、同法の導入が広範な影響を与えるとみられる。また J - S O X 法は米国と違い、I T (情報技術)を利用した監査に

対応している点を特徴とする。

なお米国で事業を展開している日本企業の場合、米国の S O X 法に対応した文書を J - S O X 法順守のため使うことができる。

実施基準案のポイント

金融庁が公表した実施基準案は経営者に対し、J - S O X 法が求める内部統制の評価の方法を詳しく説明している。内部統制の基本的枠組みは(1)統制環境(2)リスクの評価と対応(3)統制活動(4)情報の伝達(5)モニタリング(監視活動)(6)I Tへの対応——で構成される。

この取り組みは財務諸表に関連する過程に焦点を当てる。金融庁は親会社から始め、そこから特定の財務プロセスへ落とし込んでいくトップダウンの手法を提言している。

経営者は最終的に、これらの評価結果を内部統制報告書として提出する必要がある。また監査法人はこの報告書に対する監査証明を行う。

J - S O X 法および S O X 法は、単に企業が採用し従う必要のある規定というだけではない。損失回避を助けるのはもちろん、投資家や株主の信頼を維持するのに役立つ法的枠組みなのだ。

(以上の説明は、概要を示したもので税務・経理アドバイスではありません。個々の詳細などについては、会計士または税理士に直接お問い合わせ下さい。)



日系企業に強い会計事務所
Greenback Alan LLP

皆様のニーズに合わせた多岐にわたるサービスをご提供致します。
初回相談無料、日本人スタッフ(浦崎)までお気軽にお問い合わせ下さい。

11 Raven Wharf, Lafone Street, London, SE1 2LR
Tel : +44 (0)20 7403 5959 Fax : +44 (0)20 7403 3111
Email : emuu@greenback-alan.co.uk
Web : www.greenback-alan.co.uk